



2025 年度

第 11 回 住総研 博士論文賞 募集要項

制定 2025. 4. 1

住関連分野における研究発展のため、若手の研究者・実務家の育成及び支援を目的に、
将来の「住生活の向上」に役立つ優れた博士論文を表彰します。

1. 応募概要について

1) 応募資格

住生活の向上に寄与すると考えられる論文で、下記項目すべてを満たすことが必要です。

- ①過去 3 年(2022 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)の間に、博士の学位を取得した論文で、所属長もしくは指導教員の推薦があるもの。なお、同じ指導教員の指導の下で行われた博士論文の応募は 1 編のみとする。
- ②申請研究者は、概ね 40 歳以下の方。
- ③住総研 博士論文賞の募集に初めて応募するもの。
- ④論文の言語は、日本語または英語とします。

2) 表彰数

1～5 編程度

3) 賞の授与

賞状および賞金 10 万円

4) 受賞論文の取扱い

受賞論文は成果発表の機会を設けると共に、当財団ホームページ上で、受賞者リストと成果発表動画を公開します。

2. 応募について

1) 応募方法

下記書類を提出ください。

ファイルにパスワード等は設定しないようお願い致します。

E-mail の件名は、「住総研 博士論文賞申請(氏名)」としてください。

各データのタイトルは「①～④書類名(氏名)」としてください。

① 申請書

所定の申請書に記入し、原則 E-mail で提出してください。提出は必ず「Word 形式」としてください。

② 論文梗概

「日本語」で A4 版 3～4 枚程度に纏められたものを、申請書と共に E-mail で提出してください。

提出は必ず「PDF 形式」としてください。詳細は「申請書」付属の様式・見本を参照してください。

③ 博士論文

製本された博士論文「2 冊」を郵送・宅配便にてお送りください。(締切日必着)

* お送りいただいた博士論文は、1 冊は財団の図書室で所蔵させていただき、1 冊はご返却いたします。

2 冊のうちのどちらかを返却用に指定することはできません。

また、同博士論文の PDF をメール添付又は大容量ファイル転送サービスにてお送りください。(データを保存し

た CD-R 郵送も可とします)。

④推薦状

指導教員もしくは所属長の推薦状。捺印またはサインのこと。様式は自由です。電子の捺印・サインも可とします。PDF(スキャンしたもので可とします)を申請書と共に E-mail で提出してください。

2)応募期間

2025 年 5 月 1 日 ～ 9 月 30 日(必着)

すべての書類受領後1週間以内に申請書受理の通知を事務局より E-mail にて送付します(土日祝日、長期休暇等を除く)。なお、1週間を過ぎても受領通知がない場合は、以下、担当宛にお問い合わせください。

3)申請書入手方法

住総研ホームページの書式ダウンロードから入手してください。

※2025.6 に住総研 HP がリニューアルされる予定です。お手数ですが「一般財団法人 住総研」で検索をお願い致します。

3. 選考について

<選考基準>

「住生活の向上」に寄与すると考えられる論文で、次の一つ以上に該当すると判断されるものとします。

- 1)公益性を有し、社会的要請が高い研究
- 2)先見性・独創性があり、将来の発展性が期待できる研究
- 3)社会的な実用性の向上に貢献することが期待できる研究
- 4)将来の成長が期待できる若手研究者・実践者による研究

<受賞決定>

博士論文賞選考委員会で選考した論文から、2026 年 3 月の理事会・評議員会で正式決定します。

受賞結果は 2026 年 4 月に応募者にお知らせし、2026 年 7 月に表彰式及び記念講演会を行います。

また、講演内容は 2026 年 8 月頃に当財団 HP 上で公開いたします。

<選考委員>

博士論文賞 選考委員会

高田 光雄	(京都美術工芸大学 教授/京都大学 名誉教授)
岡部 明子	(東京大学大学院 教授)
木下 勇	(千葉大学 名誉教授)
田辺 新一	(早稲田大学 教授)
田村 誠邦	(株アーケブレイン 代表取締役)
藤川 昌樹	(筑波大学 教授)

応募・お問い合わせ先

一般財団法人 住総研 博士論文賞 担当宛

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目12番2号 朝日ビルディング 2階

TEL 03-3275-3078 FAX 03-3275-3079

E-mail: docron@jusoken.or.jp

※注意

E-mail でお問い合わせの際は、迷惑メール防止のため、必ず件名の頭に「住総研」とつけて送信してください

応募書類から得た貴殿の個人情報や、選考、統計資料作成、本人への連絡等の事務作業に使用します。また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。